

承認第3号

専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和4年5月27日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

## 専決処分書

地方自治法（昭和22年年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（別紙）を下記の理由により専決処分する。

令和4年3月31日

南風原町長 赤 嶺 正 之

（専決処分した理由）

沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）、沖縄振興特別措置法第九条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）、地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）が改正され、令和4年3月31日に公布された。同年4月1日施行のため、この省令及び法律改正に伴い南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例についても改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分する。

南風原町条例第13号

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

南風原町長 赤嶺正之

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

以下、別紙のとおり。

## 南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成4年南風原町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に改め、同条第7号中「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第7項第6号）」を「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第8項第6号）」に、「同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第6号に規定する中小連結法人」を「同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第6項に規定する中小通算法人」に改め、同条第8号中「法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第37号」を「法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第36号」に改める。

第3条中「沖振法第6条第5項」を「沖振法第6条第4項」に、「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、「間に、」の次に「同法第7条の2第8項に規定する認定観光地形成促進措置実施計画に従って、」を加え、「（以下この条において「特定民間観光関連施設」という。）」を削り、「申告者等」の次に「（同法第7条の2第6項に規定する認定事業者で、同法第8条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）」を加え、「沖振法第8条第1項に規定する特定民間観光関連施設」を「当該対象施設」に、「これらの敷地である土地」を「当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地」に、「当該家屋又は構築物」を「当該家屋又は当該構築物」に改める。

第4条中「沖振法第28条第5項」を「沖振法第28条第4項」に、「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備」を「同法第29条の2第8項に規定する認定情報通信産業振興措置実施計画に従って、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第42条の9第1項の表の第2号の第3欄に掲げる事業の用に供する一の設備」に、「租税特別措置法第10条の5の5第1項、第42条の12の6第1項又は第68条の15の6の2第1項」を「租税特別措置法第10条の5の5第1項又は第42条の12の6第1項」に、「青色申告者等」を「青色申告者等（沖振法第29条の2第6項に規定する認定事業者で、同法第31条第1項に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）」に、

「これらの敷地である土地」を「当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地」に、「当該家屋又は構築物」を「当該家屋又は当該構築物」に改める。

第5条の見出し中「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に改め、同条中「産業高度化・事業革新促進地域」を「産業イノベーション促進地域」に、「産業高度化・事業革新促進計画」を「産業イノベーション促進計画」に、「令和4年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、製造業等又は」を「同法第35条の3第8項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、同法第3条第9号に規定する製造業等又は同条第10号に規定する」に改め、「設備のうち、」及び「沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けた」を削り、「申告者等」の次に「（沖振法第35条の3第6項に規定する認定事業者で、同法第36条に規定する主務大臣の確認を受けた者に限る。）」を加え、「若しくは家屋又はその敷地である土地」を「、家屋若しくは構築物又は当該家屋若しくは当該構築物の敷地である土地」に、「当該家屋」を「当該家屋又は当該構築物」に改める。

第7条中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条の表以外の部分中「2年」を「3年」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

### （経過措置）

- 2 改正後の第3条の規定は、令和4年9月30日（同日までに、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第7号）による改正後の沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。以下「新法」という。）第6条第4項の規定による観光地形成促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日。以下この項において「基準日」という。）後に新設され、又は増設される施設及び当該施設の敷地である土地について適用し、基準日以前に新設され、又は増設された施設及び当該施設の敷地である土地については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第4条の規定は、令和4年9月30日（同日までに新法第28条第4項の規定による情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日。

以下この項において「基準日」という。)後に新設され、又は増設される設備及び当該設備の敷地である土地について適用し、基準日以前に新設され、又は増設された設備及び当該設備の敷地である土地については、なお従前の例による。

- 4 改正後の第5条の規定は、令和4年9月30日(同日までに新法第35条第4項の規定による産業イノベーション促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日。以下この項において「基準日」という。)後に新設され、又は増設される設備及び当該設備の敷地である土地について適用し、基準日以前に新設され、又は増設された設備及び当該設備の敷地である土地については、なお従前の例による。
- 5 改正後の第7条の規定は、令和4年4月1日以後に新設され、又は増設される設備及び当該設備の敷地である土地について適用し、令和4年3月31日までに新設され、又は増設された設備及び当該設備の敷地である土地については、なお従前の例による。
- 6 改正前の第2条第7号に規定する中小連結法人については、改正後の第2条第7号に規定する中小通算法人とみなして、同号の規定を適用する。